

水質検査機関登録制度

1. 登録制度導入の経緯について

水道水の安全性を確保するために、水質検査は重要な役割を担っているが、水道事業者が速やかにその結果を把握するため、原則として水道事業者が自ら検査施設を設置すべきであるが、民間の検査機関のなかでもその性格が公共的なものであり、検査能力が一定水準以上であると認められるものについては、その活用を図ることも有効な措置であるとの考え方にに基づき、昭和 52 年の水道法改正によって、指定検査機関制度が設けられ、水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道設置者（以下「水道事業者等」という。）の水質検査については、以下のいずれかにより行うこととなった。

- ① 自ら水質検査設備を整備し、自己の施設において検査を行う。
- ② 地方衛生研究所等の地方公共団体の機関に委託して行う。
- ③ 厚生労働大臣の指定した者に委託して行う。

厚生労働大臣の指定をする検査機関について、品質検査の側面から公的確認としての性格という水質検査の公益性等を考慮し、公益法人に限定され、営利法人は指定の対象外であった。

その後、平成 9 年 3 月、規制緩和推進計画が閣議決定され、本計画を踏まえ、厚生大臣の指定基準について、公益法人に限定する基準を撤廃するとともに、検査担当者の人的要件、精度管理等の技術的基準の強化、財政的基盤の継続性・安定性を指定基準の要件に追加して、平成 10 年 11 月 30 日から営利法人の参入が容認されることとなった。

さらに、平成 14 年 3 月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移管することを基本原則とし、法令等に明示された一定の要件を備え、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第 3 者機関による検査・検定等の実施とするとされたこととなった。これを受けて、水道法第 20 条第 3 項に基づく水質検査を受託できる水質検査機関について、平成 15 年に水道法が改正され、厚生労働大臣による指定制度から登録制度に移行し、平成 16 年 3 月 31 日から水質検査機関の登録制度が施行されている。

2. 登録制度について

○ 厚生労働大臣への登録

水質検査機関の登録を受けようとする者は、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならないこととなっている（法 20 条の 2）。厚生労働大臣は、登録を申請した者が要件に適合していると認める者から申請があれば登録をしなければならないこととされており（法第 20 条の 4 第 1 項）、登録に際しての欠格要件を規定するとともに（法第 20 条の 3）、登録基準として、水質検査に必要な検査施設、検査員の要件及び人数

並びに信頼性確保のための措置について規定している（法第 20 条の 4 第 1 項各号）。

登録については、水質検査機関登録簿に記載して行うことで登録機関の名称や業務対象区域等を明らかにすることとしている（法第 20 条の 4 第 2 項）。また、一定期間ごとに登録の更新を義務づけることで要件への適合を定期的に確認しており、3 年ごとに登録の更新を受けなければ失効することとなる（法第 20 条の 5）。

○ 登録基準

水質検査の登録を受けようとする者は、申請書及び必要書類（以下「申請書類」という。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならないとされている（施行規則第 15 条の 2）。厚生労働大臣は申請した者が要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならないこととされている（法第 20 条の 4）。

水質検査機関が厚生労働大臣の登録を受ける際の申請に当たっての手引き（正式名称：水質検査機関の登録制度の手引き）が厚生労働省水道課水道水質管理室名で公表されており、一般的に水質検査の登録を受けようとする者は当該手引きを参照して申請書類を作成して厚生労働省水道課水道水質管理室に提出して、書類審査が開始することになる。（法令及び手引きに基づく主な確認事項は別添のとおり。）

● 申請書類の内容

- ・ 申請書
- ・ 申請者の実体を証明する書類（個人の場合は住民票の写し、法人である場合は定款及び登記事項証明書）
- ・ 申請者が欠格要件に該当しないことを説明した書類
- ・ 水質検査を行うために必要な検査施設を有していることを説明した書類
- ・ 水質検査を実施する者（以下「検査員」という。）の氏名、略歴
- ・ 水質検査を行う専任の部門及び信頼性確保に携わる専任の部門が置かれていることを説明した書類
- ・ 水質検査に係る標準作業書（※1）、水質検査の業務管理及び精度確保に関する文書（※2）
- ・ 検査員の氏名及び担当区分、水質検査部門管理者の氏名、信頼性確保部門管理者の氏名
- ・ 水質検査を行う項目ごとの定量下限値
- ・ 現に行っている事業の概要

※1：標準作業書

- 検査実施標準作業書
- 試料取扱標準作業書
- 試薬等管理標準作業書
- 機械器具保守管理標準作業書

※2：水質検査の業務管理及び精度確保に関する文書

- 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
- 文書の管理について記載した文書
- 記録の管理について記載した文書
- 教育訓練について記載した文書
- 不適合業務及び是正処置等について記載した文書
- 内部監査の方法について記載した文書
- 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書
- 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書
- 受託の方法を記載した文書
- 物品の購入の方法を記載した文書
- その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

● 登録基準の内容

- ・ 法第 20 条第 1 項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること
- ・ 一定程度の知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が 5 名以上であること
- ・ 水質検査の信頼性確保のため、以下の措置がとられていること
 - 水質検査を行う部門に専任の管理者（水質検査部門管理者）が置かれていること
 - 水質検査の業務管理及び精度確保に関する文書が作成されていること
 - 当該文書に従い、水質検査の業務管理及び精度確保を行う専任の部門が置かれていること

● 登録の更新について

登録の更新に係る申請書類、欠格要件及び登録基準は、前述の新規登録に係るものと同様とされている（法第 20 条の 5）。

○ 登録検査機関の義務

厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関（以下、「登録検査機関」という。）は、水質検査の委託の申し込みがあったときは、正当な理由がある場合を除き、検査の受託義務を課しており、公正に、かつ厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならないとされている（法第 20 条の 6）。これを受けて、厚生労働省令で定める方法として、水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者等が行うべき業務の他、標準作業書の作成及び水質検査の業務管理及び精度確保に関する文書を定めることとされている（施行規則第 15 条の 4）。

また、登録検査機関は、水質検査の業務を円滑に行うことができるよう、水質検査の業務に関する規定（水質検査業務規程）を定め、それに即して業務を実施することとしている。水質検査業務規程においては、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金等、厚生労働省令で定めるべき事項を定めておかなければならないこととされている（法第20条の8）。

さらに、登録検査機関は、水質検査に関して厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならないこととされている（法第20条の14）。これは、登録検査機関に水質検査の業務の状況を明らかにさせるとともに、厚生労働省がその状況を把握することにより、登録検査機関における業務の適正な運営の確保に資するものであることから、帳簿の記載及び保存を登録検査機関に義務づけることとしたものである。

● 検査の方法

- ・ 水質検査部門管理者は以下の業務を行うこと
 - 水質検査部門の業務を統括すること
 - 内部監査、精度管理及び外部精度管理調査の結果に応じて、速やかに是正処置を講ずること
 - 標準作業書に基づき、水質検査が適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること
 - ・ 以下の業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる信頼性確保部門管理者が置かれていること
 - 内部監査を定期的に行うこと
 - 精度管理及び外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと
 - 内部監査、精度管理及び外部精度管理調査の結果を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を帳簿に記載すること
 - ・ 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること
 - ・ 標準作業書（検査実施標準作業書、試料取扱標準作業書、試薬等管理標準作業書及び機械器具保守管理標準作業書）を作成すること
 - ・ 水質検査の業務管理及び精度確保に関する文書を作成すること
-
- 水質検査業務規程で定める事項（施行規則第15条の6）
 - ・ 水質検査の業務の実施及び管理の方法
 - ・ 水質検査の業務を行う時間及び休日
 - ・ 水質検査の委託を受けることができる件数の上限
 - ・ 水質検査の業務を行う事業所の場所
 - ・ 水質検査に関する料金及びその収納方法
 - ・ 水質検査部門管理者、信頼性確保部門管理者及び検査員の氏名

- ・ 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
 - ・ 財務諸表等の請求費用
 - ・ その他水質検査の業務に関し必要な事項
- 記載及び保存すべき帳簿（施行規則第 15 条の 10）
 - ・ 水質検査を委託した者の氏名及び住所
 - ・ 水質検査の委託を受けた年月日
 - ・ 試料を採取した場所
 - ・ 水質検査を行った年月日
 - ・ 水質検査の項目
 - ・ 水質検査を行った検査員の氏名
 - ・ 水質検査の結果
 - ・ 内部監査及び精度管理の結果
 - ・ 教育訓練に関する記録
 - ・ その他保存すべき記録等

○ 厚生労働省の監督

登録検査機関に対する厚生労働大臣の監督規定として、登録検査機関が登録基準に適合していない場合に行う適合命令（法第 20 条の 11）、水質検査の正当な理由がない受託の拒否や検査方法が厚生労働省令のとおり行わなかった場合等における改善命令（法第 20 条の 12）並びに報告徴収・立入検査等（法第 20 条の 15）についての規定を整備している。

また、以下の事項に該当する場合は、厚生労働大臣は当該登録検査機関の登録取り消し又は一定期間の業務停止を命ずることができる（法第 20 条の 13）。

- 登録の取り消し等の該当条件
 - ・ 欠格要件に該当するに至ったとき
 - ・ 水質検査機関登録簿の記載事項の変更届出、水質検査業務規程の（変更）届出、業務の休廃止に関する届出、財務諸表等の備え付け及び帳簿の備え付け・保存の不履行があったとき
 - ・ 正当な理由なく、水道事業者その他の利害関係人からの財務諸表等の請求を拒んだとき
 - ・ 厚生労働大臣による適合命令、改善命令に違反したとき
 - ・ 不正の手段により登録を受けたとき

★水質検査機関の登録制度に関する参照条文等

<水道法>

(水質検査)

第二十条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

(登録)

第二十条の二 前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行うおうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第三項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第二十条の四 厚生労働大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第二十条第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。
- 二 別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五名以上であること。
- 三 次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。
 - イ 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
 - ロ 水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。

- 2 登録は、水質検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が水質検査を行う区域及び登録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在地

(登録の更新)

第二十条の五 第二十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(受託義務等)

第二十条の六 第二十条第三項の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）は、同項の水質検査の委託の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、その受託を拒んではならない。

- 2 登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十条の七 登録水質検査機関は、氏名若しくは名称、住所、水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十条の八 登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程（以下「水質検査業務規程」という。）を定め、水質検査の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休廃止)

第二十条の九 登録水質検査機関は、水質検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条の十 登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識すること

ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

- 2 水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水質検査機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十条の十一 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水質検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十条の十二 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録水質検査機関に対し、水質検査を受託すべきこと又は水質検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十条の十三 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて水質検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第二十条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第二十条の十四 登録水質検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなけ

ればならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

<水道法施行令>

(登録水質検査機関等の登録の有効期間)

第六条の二 法第二十条の五第一項(法第三十四条の四において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

<水道法施行規則>

(登録の申請)

第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三 申請者が法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類

イ 試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していることを説明した書類(検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。)

ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類

(1) 第十五条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類

(2) 水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類

(3) 水質検査に用いる機械器具ごとの所有又は借入れの別について説明した書類(借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。)

(4) 水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真

- 五 法第二十条の四第一項第二号 の水質検査を実施する者（以下「検査員」という。）の氏名及び略歴
- 六 法第二十条の四第一項第三号 イに規定する部門（以下「水質検査部門」という。）及び同号 ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類
- 七 法第二十条の四第一項第三号 ロに規定する文書として、第十五条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルまでに掲げる文書
- 八 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 検査員の氏名及び担当する水質検査の区分
 - ロ 法第二十条の四第一項第三号 イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五条の四第一号 に規定する検査区分責任者の氏名
 - ハ 第十五条の四第二号 に規定する信頼性確保部門管理者の氏名
 - ニ 水質検査を行う項目ごとの定量下限値
 - ホ 現に行っている事業の概要

（登録の更新）

第十五条の三 法第二十条の五第一項 の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（検査の方法）

第十五条の四 法第二十条の六第二項 の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。
 - イ 水質検査部門の業務を統括すること。
 - ロ 第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。
 - ハ 水質検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
 - ニ その他必要な業務
- 二 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。
 - イ 第五号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。
 - ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他

の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)及び外部精度管理調査(国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。)を定期的に受けるための事務を行うこと。

ハ イの内部監査並びにロの精度管理及び外部精度管理調査の結果(是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。)を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。

ニ その他必要な業務

三 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 次の表に定めるところにより、標準作業書を作成すること。

作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項
検査実施標準作業書	一 水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称 二 水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液(以下「試薬等」という。)の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法 三 水質検査に当たつての注意事項 四 水質検査により得られた値の処理の方法 五 水質検査に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日
試料取扱標準作業書	一 試料の採取、運搬及び受領に当たつての注意事項 二 試料の管理の方法 三 試料の管理に関する記録の作成要領 四 作成及び改定年月日
試薬等管理標準作業書	一 試薬等の容器にすべき表示の方法 二 試薬等の管理に関する注意事項 三 試薬等の管理に関する記録の作成要領 四 作成及び改定年月日
機械器具保守管理標準作業書	一 機械器具の名称 二 常時行うべき保守点検の方法 三 定期的な保守点検に関する計画 四 故障が起こつた場合の対応の方法 五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日

五 次に掲げる文書を作成すること。

イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ 文書の管理について記載した文書

- ハ 記録の管理について記載した文書
- ニ 教育訓練について記載した文書
- ホ 不適合業務及び是正処置等について記載した文書
- ヘ 内部監査の方法を記載した文書
- ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書
- チ 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書
- リ 受託の方法を記載した文書
- ヌ 物品の購入の方法を記載した文書
- ル その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

(変更の届出)

第十五条の五 法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(水質検査業務規程)

第十五条の六 法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
 - 二 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 三 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項
 - 四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
 - 五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
 - 六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿
 - 七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
 - 八 法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項
- 2 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止の届出)

第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止する検査の業務の範囲
- 二 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 三 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第十五条の八 法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条の九 法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の備付け)

第十五条の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

2 法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 水質検査を委託した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 水質検査の委託を受けた年月日
- 三 試料を採取した場所
- 四 水質検査を行つた年月日
- 五 水質検査の項目
- 六 水質検査を行つた検査員の氏名
- 七 水質検査の結果
- 八 第十五条の四第二号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項
- 九 第十五条の四第五号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
- 十 第十五条の四第五号ニの教育訓練に関する記録